

岳南広域消防組合 障がい者活躍推進計画

(計画期間 : 令和8年度～令和12年度)

目 次

1	策定趣旨.....	1
2	策定主体.....	1
3	計画期間.....	1
4	周知及び公表.....	1
5	障がい者雇用等の状況.....	1
6	目標.....	2
	(1) 採用に関する目標.....	2
	(2) 定着に関する目標.....	2
7	障がいのある職員の活躍推進に向けた取組.....	2
	(1) 推進体制の整備.....	2
	① 組織面.....	2
	② 人材面.....	2
	(2) 職務の選定・創出.....	2
	(3) 環境整備・人事管理.....	2
8	その他.....	3

「害」の標記については、法令等の名称、機関及び団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

1 策定趣旨

令和元年6月の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」(以下「障がい者活躍推進計画」という。)を作成するものとする。

2 策定主体

障がい者の活躍推進に向けた取組の効果的な推進や雇用管理の観点から、岳南広域消防組合が障がい者活躍推進計画を策定します。

3 計画期間

計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。なお、計画期間内においても、実施状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

4 周知及び公表

計画を策定し、又は変更したときは、全ての職員に周知するとともに、組合ホームページを通じて公表します。

また、取組状況や目標の達成状況についても、組合ホームページを通じて公表します。

5 障がい者雇用等の状況

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として「自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならない」とされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い2.8%の法定雇用率が設定されています。岳南広域消防組合は、職員定数133名の消防の一部事務組合です。在職する職員は、消防吏員のみで事務吏員は在職しておらず、これまでの職員募集も消防署所で原則として深夜業務を含む交替制勤務の消防業務に従事できる職員を競争試験を実施したうえで採用しています。また、受験資格に消防職員として消防業務の遂行に支障のない身体基準を設けている点で、障がい者の積極的な雇用は困難であります。

過去には、在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員(以下「中途障がい者」という。)が若干名在籍することもありましたが、中途障がい者の心身の状況に応じ、配属先を決定する等、個別に対応してきており、大きな問題は生じていません。また今後、職員の高齢化に伴い、中途障がい者となる職員が発生する可能性もありますが、これまで組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

令和8年4月1日現在、組合の雇用はありません。

6 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障がい者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、特定の障害を持った人を排除しない等、障がい者である応募者がいることを念頭においた職員募集を行うこととする。

(2) 定着に関する目標

なし(今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定)

7 障がいのある職員の活躍推進に向けた取組

(1) 推進体制の整備

① 組織面

ア 障がい者雇用推進者として総務課長を選任し、計画の実施に必要な事項について関係する部署と連携等を図り、全庁的に取組を推進します。

イ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、総務課に障がい者職業生活相談員を配置し、障がいのある職員本人及び職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を設置し、相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。

② 人材面

障がい者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含みます。)は、労働局が開催する「障がい者職業生活相談員資格認定講座」を受講します。

(2) 職務の選定・創出

中途障がい者となった職員が身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合、又は障がい者から相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮等について検討する。

(3) 環境整備・人事管理

中途障がいとなった職員に対しては、定期的な面談を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとする。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

8 その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく 障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。